

期間雇用社員の不当解雇撤回

千葉・船橋支店の期間雇用社員の不当解雇を郵政ユニオンが撤回させました。不当な解雇に屈せず声を上げたAさんとそれを支えて闘った郵政ユニオン船橋支部の成果です。不当な解雇には屈せず一緒に闘いましょう！

めっちゃくちゃな解雇理由

Aさんの解雇理由は、誤配と配達されたゆうパックに煙草の臭いがついていたというお客さんからの苦情です。これだけの理由で解雇すること自体不当ですが、支店はこの苦情を鵜呑みにして事実確認すらしていません。本当に煙草の臭いがついていたのか、仮にそうだとしなくてもどこでついたのか、調べようともしていません。事実かどうかも判らないまま、弁明の機会も与えずに解雇とは絶対に許されません！

期間雇用でも簡単には解雇できない

支店がこんなめっちゃくちゃな解雇を行ってきたのは期間雇用社員はいつでも首にできるという思いこみと差別意識があるからです。

郵政省・公社時代、ゆうメイトも非常勤の国家公務員だった時代は、「日々雇用」という国家公務員法の壁の前に解雇（雇い止め）撤回の闘いは困難を極めました。しかし、民営化され民間労働者となった今はこれまでとは違います。解雇には正当な理由が必要だし、雇用期間満了で雇用を更新しない場合でも期間満了以外に理由が必要です。

繰り返し雇用されている場合は期間の定めのない雇用と見なされ、正社員の解雇同様の理由が必要となります。このことは、判例として確定しています。期間雇用だからといって簡単には解雇できません。

郵政ユニオン加入が解雇の歯止め

だからといって黙って置いては雇用は守れません。会社は様々な口実で解雇を行ってきます。不当な解雇には声を上げること、闘うことが必要です。郵政ユニオンは皆さんと一緒に闘います。

労働組合が組合員の解雇について団体交渉を求めれば使用者（会社）は話し合いを拒否できません。郵政ユニオンは組合員の解雇には撤回を求めて交渉します。交渉が決裂すれば、ストライキ、裁判闘争等、あらゆる手段で闘います。郵政ユニオンはあなたが闘う限りは最後まで一緒に闘います。

雇用と労働条件を守るために郵政ユニオンには是非加入しましょう！郵政ユニオンはあなたと一緒に闘います。

郵政労働者ユニオン関東地方本部
東京都千代田区外神田 6-15-14
外神田ストークス 502 号
TEL:03-3837-5391 FAX:03-3837-5392
Eメール: postunion@pop21.odn.ne.jp